

平成30年 決算審査特別委員会の記録

決算審査特別委員会

出先機関審査第3班（会津方面）



- ・知事提出継続審査議案第39号：認定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第40号：認定
「平成29年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第41号：可決
「平成29年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第42号：認定
「平成29年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第43号：認定
「平成29年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

委員長名	満山 喜一
委員会開催日	平成30年10月31日（水）～ 11月 2日（金）
所属委員	[副委員長] 遊佐久男 [理事] 鳥居作弥 [委員] 西丸武進 斎藤健治 高野光二 安部泰男 佐藤雅裕

（10月31日（水） 南会津地方振興局）

高野光二委員

概況説明要旨について、大綱はある程度理解したが、その中で実績としてどのようなものがあったかを聞いていく。

2ページで二地域居住の推進を図る事業を展開したとあったが、この地域に実際に移り住んだ実績等を聞く。

また、自然環境の保全について、尾瀬国立公園におけるニホンジカによる湿原植物の食害が大変大きくなってきており、防鹿柵を設置したとのことである。我々も会派として現地を調査し、局長にも同席してもらった。このような防鹿柵は、完全に捕獲する手法というよりは、その域内に入らないようにする次善策であり、最終的には防鹿柵も必要とは思いますが、実際には計画捕獲をきちんと行うことが大切であると思う。防鹿柵の設置効果とそれに伴う今後の対策について聞く。

また、地域の新たな特産品をつくる中で、焼酎やアロマオイルが上がっていた。焼酎は全国どこでもできるが、あえて焼酎をつくるのは、酒屋や酒蔵が多い背景もあると思う。アロマオイルは最近人気になっているが、この地域発信のオイルであれば、どのような特徴があるか説明願う。

次長兼企画商工部長

定住・二地域居住の実績について、平成29年度は29世帯46名が定住・二地域居住をしている。内訳としては、17世帯21名が移住、12世帯25名が二地域居住となっており、こちらは下郷町にあるクラインガルテンに二地域居住をしている。

次に、米焼酎やアロマオイルなどについては、サポート事業の地域資源事業化枠を活用し事業化したものである。米焼

酎については、南会津が持つ酒づくりの技術、ノウハウを生かして地元産の米と水を使った米焼酎をつくり、実際にインターナショナルワインスピリッツコンペティションの焼酎部門で2年連続銀賞を受賞している。アロマオイルは、南会津町針生地区でクロモジという木材から抽出されるものであり、まだそれほど事業として拡大されているわけではないが、JR東日本のクルーズトレイン、トランスイート四季島に採用されるなど、それぞれの地域の特色を生かした6次化商品となっている。

県民環境部長

尾瀬における防鹿柵の設置については、ニホンジカによるニッコウキスゲの食害対策として始まったものであり、単純に柵の設置だけではなく、ニッコウキスゲの開花シーズン前に夜間巡視等の対策もあわせて行っている。地元からは、ニッコウキスゲの被害は最盛期ほどではなく回復傾向にあると聞いており、一定の設置効果があると考えている。

また、今後の対策について、県では指定管理鳥獣捕獲等事業としてニホンジカ、イノシシを捕獲しているが、南会津地方は尾瀬も含めてニホンジカが多いため、(一社)福島県猟友会に事業を委託しながら計画的な捕獲に努めており、引き続き取り組んでいく。

また、環境省では、昨年度から学術調査としてニホンジカによる被害なども含めた尾瀬の調査を行っており、来年度には尾瀬国立公園シカ管理方針の改定が予定されているなど、国、県、(公財)尾瀬保護財団等の関係機関が引き続き連携しながら取り組んでいく。

高野光二委員

定住・二地域居住について、移住がこれだけあることに大変驚いており、実績とすればよい評価だと思う。これは首都圏に向けての啓発活動等も含め、南会津地方特有の自然の豊かさに魅力を感じ移り住んだ実績であり、詳しい中身はわからないものの、これだけの実績を上げることはさまざまな事業に取り組んでもなかなか難しいと思う。

動物の食害については、設置した柵の中の被害はないが、柵以外のところでは、ニッコウキスゲの食害以外にもその地域の樹木の新芽や皮への被害が多発している。柵は一時的にその地域を保護する意味では大変効果があると思うが、最終的にはきちんと一定程度の調整捕獲をしていかないと頭数が減らない。そのような意味で、柵の中の被害はなくても周りの被害が拡大する状況ではないかと思った。

斎藤健治委員

本庁で最初に調査に入るときに、県の監査委員から予算などのいろいろな説明を聞いた。その中で監査委員が、22件の問題があったことを意見として出しており、その後我々も監査委員に聞いた。そうすると、南会津地方振興局は35人くらいしかいないのにどうしても理解に苦しむ問題があったと漏れ聞いた。監査委員から指摘された事項はどのようなものがあったか。

次長兼企画商工部長

当局においては指導事項が2件あった。1件は赴任旅費の支出に適正を欠いていたもので、平成29年4月に赴任した職員1名について、赴任旅費22万1,636円が支払われないままとなっていた。なお、この職員に対しては、30年9月10日に赴任旅費を支払っている。

もう一件は、報償費の支出時期に適正を欠いていたものであり、狩猟免許更新講習に係る講師に対する報償費について、3カ月以上遅延して支払った。講習会の実施日が29年7月12日であったが、支払いが29年10月30日となり3カ月と18日かかってしまった。

これを受け、赴任旅費の支払いについては、該当職員の一覧表を作成し、庶務担当から該当職員に対し個別に期限内の申請を促すとともに、その後きちんと申請がなされたか、庶務担当を含む複数職員でのチェックを実施することで、適正な事務処理に努めていく。

報償費の処理については、今般の事案を受け報償費等の支払い事務を速やかに行うよう注意喚起を行った。今後は事業担当や予算担当を含む複数職員による確認を徹底するなどチェック体制強化を図り、適正な事務処理に努めていきたい。

なお、そのほかに口頭指導が2件あった。

齋藤健治委員

なぜ聞いたかという、調査資料45ページについて、昨年度の決算審査でここに来てたまたま聞いた結果、指摘事項が現実にあった。2-(2)に記載のようなことを述べるのであれば、先ほど説明のあった指摘事項も本来はなくなるとはならない。適正な事務処理をするよう議会側も述べていたのに、ことしも監査で指摘が出たことは怠慢と言わざるを得ない。このような指摘をした中でも、なお監査委員から、職員が福島市から南会津地方振興局に来てこちらに住んでいるのに、向こうに住んでいる形のままでいて、赴任旅費や住宅手当などさまざまな問題が不履行だったことを指摘された。

そのような不適正な管理はやめるよう指摘し、そう努めると述べているのに再度指摘されることはいかなものか。当振興局は全部で2,000人も3,000人もいる公所でなくわずか35人であるため、互いに連携をとればそのような指摘をされることは絶対ないはずだと監査委員は述べている。ではなぜそのようなことが起きるのか聞くと、一人一人がコンピューターを使って、勝手に仕事をしていて連携がとれていないといったことを言う。

私は現況だけを見て審査をしているわけではなく、トータルで聞いている。そのようなことは今後慎むと思うが、上下関係があり、幾らコンピューターで仕事をしていても、最後の決裁は当然部課長、局長が行う。不履行になっていたということは何か月もそこに行っていないということである。最初の届け出が1カ月ずれたためというなら今の説明でわかるが、3カ月も4カ月も抜けていたなどということは、そのようなことを毎月やっていないということである。

今これを見て、説明を聞いただけでは質問もできない。会計検査は本来は現況まですり合わせて見なければならぬ。今はトータルだけの説明であるため、ここで間違っているかを聞くほうが大変であり、空想で聞くことになる。どこが違うかなど聞いてもわからないが、極端な不用額があるといったものならわかりやすい。だから、それを指摘されることはいかなものかとまでは述べておく。

どうだこうだと我々を見たわけではないため、今説明を聞いた範囲で述べるが、やはりそのようなところはきちんと掌握しながら進めないと、この資料だけではわからないものがほとんどである。要は県の監査はしっかり伝票まで見て行っているはずで、本当は協議のできあがった決裁文書は毎日でも整理していくようにしてもらいたい。

局長

昨年度の決算審査特別委員会において意見があった事務処理ミスについて、改善が十分になされていない点については大変申しわけなく思っている。先ほど説明したが、これからは各種事務について、そもそもこれだけの事務処理があるべきとの前提をきちんと固めた上で、処理が全部上がってきているか、しっかりと進行管理をしていく。今後ミスが生じないようにしっかりと取り組んでいきたいと思うので、引き続き指導をよろしく願う。

鳥居作弥委員

先ほどの高野委員の質問の関連で、移住実績が比較的高いことはいろいろな活動の結果であると思う。ことし10月1日現在の人口が2万5,307名とのことであったが、前段となる前年比や前々年比といった人口の推移を聞く。

局長

手元の資料で、平成27年の国勢調査時点では2万7,149人である。3年ほど経過した段階で2,000人ほど減っている。さらにさかのぼると7年ほど前には3万5,541人と、相当なスピードで人口減少、少子高齢化が進んでいると私も認識しており、そのために観光や定住・二地域居住などで定住人口の増加等に努めている。

鳥居作弥委員

そういった中で、移住コーディネーターや首都圏でのフェアなどの活動はこれからも継続的に行っていくと思う。

学校への助成金である「おいでよ！南会津。」自然環境学びの首都づくり事業について、47校5,944名とは南会津郡に宿泊した方の総数か。

次長兼企画商工部長

教育旅行として訪れた学校数とその生徒数である。

鳥居作弥委員

ここを何かしらの形で見て、その後郡山市や会津若松市に泊まった数も全部入っているのか。

次長兼企画商工部長

教育旅行であるため学校から真っすぐこちらに来て、例えば南会津町に泊まって尾瀬を見るなど、基本的には南会津郡内で完結している。

佐藤雅裕委員

サポート事業について、決算額で1億500万円程度とのことである。先ほどいろいろ説明があったとおり、この地域の交流人口などをふやしていくには、民間といろいろと連携しながらさまざまな努力をしていかなければならないと思っている。そうした中でどうしても課題となってくるのが、サポート事業はたしか3年であり、金の切れ目が縁の切れ目ではないが、3年後に事業がなくなってしまうケースが多々ある。ここで挙げられているサポート事業の当初の目的に対する効果の検証と、継続性に対する指導や支援などに関しどのように取り組んでいるかを聞く。

また、予算額に対し決算額が同額で不用額がないが、応募状況について、たくさん手が挙がっていて採択に困っているのか、それとも一生懸命頼んで行っているのか、その辺の状況も聞く。

次長兼企画商工部長

サポート事業の成果については、どのような取り組みをしたか、どのような効果があったかを実績報告に記載してもらっているため、それらを見て効果を検証している。

次に、継続については、申請時や事業を実施している間にも、訪問しいろいろ助言等をしており、サポート事業は原則1年、最大3年であるが、その後もできるだけ継続できるよう支援している。実際に昨年度の調査では、おおむね8割の事業がその後も継続して実施されている。

応募状況について、南会津地域で受け付けてはいるが、基本的には本庁の地域振興課で県全体として行っているため、こちらに申請があって十分できるものは、例えば10件などと切るのではなく、全て本庁に上げている。

佐藤雅裕委員

そういったきめ細やかな支援をしてぜひ効果を出してもらいたい。補助金を受けている間は毎年こういった効果があったとの報告書が上がってくると思うが、できればその後独立して補助金を受けずに続けているところからも、そういった効果がきちんと上がっているか報告がもらえるよう、コミュニケーションをしっかりと図ってほしい。

次長兼企画商工部長

追跡調査においては、できるだけサポート事業が終わってからの状況も把握していきたい。

安部泰男委員

南会津地域では、地域の特性を生かした産業振興や再生可能エネルギーの導入促進など4項目について取り組んでいると思うが、結局人口減少がとまらず、町の活性化を図る意味で二地域居住などに取り組んでいるものの、やはり若い方がいないと、そういった事業を引っ張っていく方がなかなか出てこないのではないかと思う。

そのような中で、今後は行政だけでなく当然地元住民と共働して進めていくと思うが、もう少し知恵を絞って、首都圏の方と地域の方がもっと交流できる取り組みも行っていかなくてはならないと思う。我々もいろいろな地域を視察するが、やはり活性化した地域は、首都圏の方々を連れて来るだけの力がある。そういった知恵を絞る部分についてぜひともしっかり進めてほしいが、その辺について何か来年に向け考えているものがあれば聞く。

次長兼企画商工部長

来年の首都圏向けの新規事業は現時点では特にないが、南会津地域は特に人口減少で地域の担い手が不足しているため、これまで同様、首都圏の方々、南会津に関心を持っている方々に向けて南会津地域の魅力やポテンシャルについての情報をしっかりと発信していきたい。

安部泰男委員

コーディネーターなどいろいろな方に話を聞いていると思うが、このままいくと多分もっと拍車がかかって、なかなか人口減少がとまらず地域の活性化もできない状況になると思う。そういった意味で今までと違った取り組みをしっかりと行っていないと、行政はずっと継続していくものの、なかなか地元の方々がついてこれられない状況になってくると思うので、そういった意味で特段の検討、対応を願う。

(10月31日(水) 南会津農林事務所)

高野光二委員

概況説明要旨にあったように木材価格が長年低迷しており、森林振興については非常に課題が大きいと思う。長期的な木材の状況を見た中で、県では森林整備費により間伐などのさまざまな事業を積極的に展開していると思う。一方でよく言われるように、戦後、人工林と称する杉や松などが大変多くなったために、災害発生時の被害が甚大なものになる側面がある。

後段に森林の治山の部分があった。治山事業は土木関係もあるものの、特に林業関係において最近多発する豪雨災害に伴う危険な森林等について何か所か治山事業で工事を行っている中で、奥会津は急傾斜の山が大変多いが、そのようなところの危険箇所の調査はどのように考え行っているか。今のところ幸い台風21号による大きな被害は本県にはないが、治山事業を行った件数は実績としてあるものの、どのような調査及び治山事業を行っているのか資料からは見えない。その辺をどのように捉えているか。

また、説明要旨にあった「みんなが輝く園芸産地と交流の郷づくり」について、会津は下郷町を含めてトマトの栽培がかなり有名である。実績として、さまざまな補助事業で施設整備などを行っているが、農業の下支えをするためには、若者が非常に重要である。前回の調査によると70歳を超える高齢者が非常に多い地域であるため、若い方々が積極的に農業を行うことが大変重要である。

県の補助事業により若い方々がこのように新しく就農している、積極的に戦力として施設を整備しながら営農に取り組んでいるなど、後継者の就農状況について、実態がわかれば聞く。そのように特に力を入れている園芸作物が、トマトやアスパラなどいろいろあったようなので、そういったものとの連携の中で、どのような状況になっているかもあわせて聞く。

森林林業部長

委員指摘のとおり、最近異常気象による大規模な災害が多発している。治山事業は、崩壊した箇所の復旧もあるが、きちんとした山づくりを行うための事業である。災害の発生原因は、局所的な大雨や台風、災害による場合もあるが、手入れがきちんと行き届いていない森林は崩れやすく、結構ある。そのような山に対し治山事業や森林整備事業等を導入し、森林の災害を少しでも減らしていくことで住民の安全を図っていく考えで治山事業等に取り組んでいる。また、災害発生時には地元の森林土木建設業協会と連携し状況把握なども行い、早急に復旧対策を進めていくことで対応している。

農業振興普及部長

新規参入する農業者について、県の新規就農者数が発表されたが、昨年度より8名ふえて219名であった。

管内で見ると12名が今回新たに就農しており、平成28年度の14名から2名減っている。なお、今回就農した12名のうち10名がトマト関係であり、トマトについては新規参入する農業者がかなりいる。南郷トマトの生産組合には125名ほどいるが、そのうち20%以上をIターンの方が占めている。新規就農者の受け入れ態勢が整っているため、後継者が非常に多い。

一方で、同じ園芸品目であるアスパラ等を見ると、ここ数年、新規参入する方が少なく面積が下がっている。やはりトマトは植えたスタートのときからある程度収入が見込めるのに比べて、アスパラは植えてからしばらく収入が見込めないため、そういった部分が一つのネックと思っている。産地を維持していくためには、高齢者にかわる人をどんどん呼び込

んでいく必要があり、定年帰農者も対象としながら呼び込んでいきたい。

高野光二委員

前段で説明があったが、そのような状況の危険箇所への対策は当然である。実際は住宅であれば課は違い、砂防事業となれば建設であるが、農林水産部としてかかわる危険箇所と想定される場所、これから災害が起きる地域を事前に調査し、対策をとることが非常に大事だと思う。それは各自自治体と連携して取り組むことであると思うが、そういった調査を実際に行っているか。

加えて、米の全量全袋検査について、県ではいずれサンプリング検査に移行したい部分もあるが、やはり全袋で安心をPRすべきとの意見もある。福島県の中でまだまだ同じく風評の影響があるが、この地域はほとんど検査では検出されない地域である。そうであれば、農家としては全量全袋検査は大変な労力と経費がかかるため、地域差は当然あると思うが、そのような意味での意向はどのように捉えているか。

森林林業部長

県では、土砂災害が懸念される場所の調査を行って土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区等を指定しており、そこを優先的に治山事業を行っている。先日もそのような早急に対策をとるところについての照会があり、来年度の事業に向け要望した。

農業振興普及部長

米の全量全袋検査について、委員指摘の見直し等の中で昨年アンケートをとった。それらを見ると、一部に安心して買ってもらえるとの意見はあったが、4割程度の人が検査のメリットを感じられず、6割の方が検査に持つていくことを負担に感じている。先ほど来出ているように、当地は高齢化が進み、比較的小規模の事業者が多いため、そういった意味では自家飯米の比率が高いこともあるが、そういった運搬作業が殊さら負担となっているとの回答が多かった。また、町などで全量全袋の期間は誰かが張りついてその業務に当たることも含め、やはり農水関係の行政機関でも相当な負担となっている状況がある。

斎藤健治委員

説明資料で翌年度繰越額が極端に多いところを見ていた。

28ページの経営体育成基盤整備事業は区画整理の基盤整備だと思うが、予算を2億5,700万円ほどとっているにもかかわらず、決算額はたったの4,500万円ですべて翌年度に繰り越している。これはどのような理由か。予算を早くとり過ぎたのではないか。この数字ではやめるのではなく来年度に延ばしたと見えるが、中身を聞く。

農村整備部長

経営体育成基盤整備事業の田部地区においては、2億5,700万円のうちの2億円を平成29年度の国及び県の2月補正で得ている。そのため実際に発注できたのが3月、4月頭となり、繰り越しの形はとっているが、30年度の前倒し予算として得ているものである。

斎藤健治委員

面積がたった15ha、15.7町歩である。今の説明だと前倒しで予算を組んだとのことだが、平成30年度内に終わるのか。

農村整備部長

現在、工事を管理しながら進めているが、全体で31haの圃場整備を平成29、30年度で行っており、この工事は30年度に完了する予定である。

斎藤健治委員

同じく29ページの農村総合整備事業について、3億6,900万円の予算に対して2億5,800万円を執行し、翌年度繰越額が1億1,100万円であるが、これはどのような理由か。

農村整備部長

防災行政無線デジタル化一式と事業実績欄に記載しているが、早期発注に努めたものの、事業の特性で調整事項等があ

ったことと、その調整をしている間に降雪等の工事環境が整わない状況が生じたため、やむを得ず繰り越した。なお、現在1カ所を残し全て完了している。

齋藤健治委員

1カ所以外は平成30年度で全部終わると理解する。

31ページの林業関係について、南会津郡には、私有の山林所有者の中で県で一番多い1,000町近く持っている人もいる。我々自民党議員会でさまざまな意見聴取会を持つと、そのような林業関係の人が当然来て、南会津地域は国有林もあるが民有林もたくさんあり、林道整備が必要だと激しく言う。ところがここを見ると、一般林道費としてせつかく2億5,900万円の予算をとったのに1億3,400万円も残したとある。これはいかがなものか。彼らから言わせれば、間伐材をどうするかよりも、林道整備をどんどんしてもらわないと森林整備が追いつかず困ると盛んに言う。ここはどのような理由でこれだけ残したのか。

森林林業部長

一般林道費の繰越額については、平成29年7月の梅雨前線豪雨により林道工事を行っていた進入路が被災した。また、10月の台風21号の影響により工事におくれが生じたため繰り越したものである。

齋藤健治委員

つまり残った金の分は、いつまでに終わるのか。あるいは不用になるのか。そこを聞いている。

森林林業部長

この一般林道費では、林道2路線を整備している。2路線のうち1路線は既に完了しており、もう1路線については、12月上旬に完了するよう工事を進めている。

齋藤健治委員

33ページの林道災害復旧費も1億9,100万円の予算で8,400万円しか使わずに1億700万円が翌年繰越額となっている。今年度中に終わるのか。また、どのような理由で残ったのか。

森林林業部長

林道災害復旧費については、平成27年の関東・東北豪雨による災害復旧と29年7月に起きた梅雨前線豪雨災害、10月の台風21号により繰り越したものである。繰り越しの理由としては、局地的に災害を受けたため町道の災害復旧もあり、林道の工事現場が町道の先にあり町道の前工事の影響により工事がおくれたことである。また、29年災害、10月の台風等により災害査定を受け実施したのがあり、災害査定が10月末や翌年1月になったものもある。工期が冬季にかかるため年度内完成が困難となり、やむを得ず繰り越したものである。なお、繰越箇所は13カ所あり、そのうち3カ所は完了している。ほかの箇所については12月中旬には完了する予定である。

齋藤健治委員

説明はわかった。職員が一番わかると思うが、1～3月は雪が降って仕事にならないため12月中に終わらなければいけないことは当然である。先ほども述べたが、ここは9割近くが森林である。予算をとると述べているのではなくもう少し多く予算をとって林道をばんばん整備しないと困るということである。国有林は国が行うのでよい。県有林はほとんどないため、県が予算をとるのはほとんどが民有林である。民有林の林道をもう少し直してもらわないと森林の荒廃につながると持ち主たちは大きい声で述べているから、県で一番の森林所有者がいることを我々は知っていてわざわざ述べている。

せつかく予算をとっても翌年度への繰越額があると当初予算で森林の予算をとることが非常に難しくなる。だからできる限り予算をとったものは進めていく、あるいは翌年度に残しても完全に終わらせることが必要である。

我々は決算審査に来ているが、来年度の当初予算に反映させるためにこれを12月定例会で報告する。あらあらの予算が10月前にでき上がる。つまり国に行って国から来るものを今やっている。我々は決算審査でここが多い、少ないと調査し報告して来年の予算折衝に当たる。そのためこのような余計な繰り越しが残っていると、説明時にこれは平成30年度に終

わるとはっきり言うておいてもらわなければ、残っている金があるのにまだ要求するのとなるから聞いた。聞かれてから述べるのではなく、説明の段階で翌年度繰越額くらいは丁寧に説明しないと何度も聞くことになる。答弁は不要である。

西丸武進委員

説明資料30ページの森林病虫害等防除費について、同じく61ページにも記載があり、これは虫退治であると思うが、具体的な事業内容を聞く。また、防除薬液はどのようなものを使っているか。さらに、樹幹に注入するとのことであるが、注入後にどのような効果が出ているのか。

2つ目は、47ページの産地パワーアップ事業について、特出した南会津町1つに補助金を交付しているが、どのような事業か。また、多額の農業用機械とリースの機械を買ったとの実績であるが、これはどのようなところに宛てがったのか説明願う。

森林林業部長

森林病虫害等防除事業について、カシノナガキクイムシは体長5mmほどの大きさで、コナラやミズナラといったナラ類に穿孔し、孔道をつくって中に入ってくる。その際に、体に付着しているナラ菌が樹木の通導組織を腐らせ通導障害を起こし、8、9月にナラの葉が茶色くなり立ち枯れてしまう。その対策として、今回の事業で樹幹注入を行っている。樹幹注入とは、ナラの枯損の原因であるナラ菌を殺すため、ある程度の量の殺菌剤を木の大きさに合わせて注入することでナラの枯損を防ぐ防除対策である。下郷町、只見町で実施しており、平成29年の結果は、樹幹注入を行った木は行わない木よりも下郷町では13%、只見町では19%と枯損率が低くなったとの効果が出ている。

農業振興普及部長

産地パワーアップ事業については、ほとんどが水稻やソバ等を比較的大規模に行っている生産者で、たしか11事業主体だったと思う。土地利用型作物の効率化、低コスト化を進めていく町の方針のもと、南会津町の複数の方がそれぞれパワーアップ計画をつくり、低コスト化や規模拡大のための機械が導入された中身となっている。具体的に一番多かったものはフレコンバッグ流通で、30kgではなく1tぐらいの袋での米の流通に必要な機械といったものが多く導入された。

西丸武進委員

この事業内容は、農業者の生産組合の中で対応しているのか。農家単独ではないのか。

農業振興普及部長

これは単独ではなく、それぞれその技術で固まりをつくり、我々はこのような方向でコスト低減を図るといったグループ分けをしながら事業に取り組んでいる。

西丸武進委員

先ほどの防虫の関係で、松くい虫などはよくヘリコプターで薬液をまいているが、ナラ菌の場合、そのような形でなく樹幹に注入するという事は、一本一本行わなくてはならない。そうすると、先ほど下郷町と只見町に限定して金が支出されているとのことであったが、他の地区でも当然殺菌剤による防除対策が必要ということか。

森林林業部長

カシノナガキクイムシについて、南会津管内で被害が発生しているのは下郷町、只見町である。ほかの南会津町、檜枝岐村では今のところ森林の被害は出していない。

西丸武進委員

発生しているところが下郷町、只見町であり、そのような意味での対策をとっているとのことではいか。

森林林業部長

下郷町では塔のへつり付近に主に発生している。只見町においては広範囲な面積で発生している。全箇所対策を行えばよいが、予算的な面もあり、また、その被害が急傾斜地にかなり出ているため、町では守るべきところを決めて、そういうところを中心に被害を食い止める守りの防除を行っている。

安部泰男委員

説明資料24ページの農業次世代人材投資事業について、先ほどの高野委員の質問と少し重複するかもしれないが、南会津町28人、只見町6人、下郷町1人、計35名に事業を実施したとのことである。このうち全くの新規就農者はどのくらいか。また、その新規就農者はどこから来た方か。

農業振興普及部長

平成29年度に新規に受給した方は6名で、そのうち夫婦が2組4名である。郡山市出身の方や栃木県から来た方が夫婦で受給している。

佐藤雅裕委員

GAPについて、県ではGAP取得日本一を目指すとしているが、昨年度の実績が1件にとどまったことについて、当初の目標に対し多かったのか少なかったのか。また、少なかったのであれば、その後どのような対策をとっているか聞く。

農業振興普及部長

第三者認証GAPについて、委員指摘のとおり、昨年度は米のグローバルGAPを取得した方が1人だけであり、もう少し頑張ればよかったところはある。昨年も、管内農業者を対象とした第三者認証GAPの研修会等を開催し、農協に付随している部会には、JAと一緒に取り組む形で進めてきた。それ以外にも、独自の販売ルートを持っている方や自前で売っている方は、GAP取得により認証されたつくり方をPRするメリットがあるため、そういった対象者をリストアップし、当部主体で折衝してきた。その結果、FGAPが今年度になってから既に3件の認証追加となっている。

また、年度内の見込みであるが、JGAPやFGAPを含め、今後さらに10件ほど見込んでいます。さらに部会として、先ほどから話が出ている南郷トマトの生産組合員が、全員ではないが先行的に来年度に取得していくことで決議がなされた。やはりポイントを絞りながら取り組んできたことで、ある程度効果が出ていると考えています。

(10月31日(水) 南会津教育事務所)

高野光二委員

南会津教育事務所管内では、小規模校がゆえに取り組めるさまざまな特徴的な教育、あるいはこの地域の自然の豊かさ、風土を生かした教育を特に目指していることを所長の全体的な説明から受けとめることができた。小規模校で目が届くため先生との距離感が非常に近いが、反面、小規模で各クラスが少人数だとなかなか社会性を育むことが難しいという二面性がある。そういったことについての弊害等はないか。資料には記載がないが、教育現場ではよく聞く話であり、会津特有の地域性があるかわからないため聞く。

また、職員に関する調で、教職員の正職員と臨時職員の比率、実態はどのようになっているか。正職員でなくても普通の職員と同じく教鞭をとってクラスを持つ状況になってきており、待遇面や負担の意味では、正職員と同等の負担があることも話題になっているため、その比率と現場の状況等を聞く。

さらに、会津という田舎であれば割と少ないが、教職員が子供を教育する中で一番大変なことは、PTAや地域の方々との連携であり、都会であればモンスターペアレンツと言われるぐらいにPTAと先生方のあつれきがあって問題が生じる。

PTAのさまざまな事業について、児童数が少ないせいかわからないが、事業に参加するPTAの数がそれほど多くないと思って見ていた。そのような意味では、教職員に負担がない地域である。逆に、そういったものも克服していると全体的にはよい評価をしているが、実際に現場でPTAとの問題はないのか。そういったことでストレスがたまり、最終的には毎年のように発生する教職員のさまざまな問題につながる一つの要因となるので、記載されていないが、そのようなことがあるか説明願う。

遊佐久男副委員長

2番目の質問は、この資料についてではなく、全体的な職員の意味でよいか。

高野光二委員

そうである。

所長

1点目の小規模校における部分について述べる。南会津郡は小学校と中学校が21校あるが、全て小規模校であり、全部が僻地学校の扱いとなっている。田島小学校と田島中学校は1学年2学級や3学級であるが、ほかは全て1学年1学級である。

委員指摘のとおり、小規模校における少人数ならではのメリットはあるが、その裏にあるデメリットも当然出てくる。管内の例を一つ述べると、子供の数が絶対的に少ないことは、グループ学習や話し合い学習で多面的で多様な考えに触れる機会が少ないということである。そのため議論し深める活動の場合、どうしても深まりが見られないところが出てくる。それを克服するために、現場の教員は、例えば1人1つの意見を持つのではなく、1人で2、3つと複数の考えを持って、それを自分の発言に織り込んでいく活動をさせながら、子供たちの議論が深まっていく手だてを考えているが、この辺については現在も先生方がいろいろな面で工夫を凝らしながら取り組んでいる。

もう一点は、固定された人間関係が小学校入学前の幼児期から中学校卒業まで続くことである。これはよいほうに回っていけば、子供たちのよりよい人間関係を基盤としてすばらしい成果が出てくるが、一旦悪いほうに歯車が回ってしまうと、固定された悪い人間関係で子供同士が互いを見てしまうデメリットが出てくる。それについても、中学校単独でなく小学校と連携を図った活動や、中学校同士が互いにかかわる活動など、固定された人間関係ではないところでの触れ合いを通し、できるだけ多くの子供たちがそれぞれのよさを発揮できる手だてを学校現場ではとっている。

最後に、少人数で教師の目が届くことは大変よいが、目が届き過ぎるためにあれもこれもと大人が手出しし過ぎてしまうので、子供たちは、待っていれば先生、親など大人が全て準備してくれる状況が生まれる危険がある。いかに大人、教員がそれを我慢し、たまには失敗経験をさせながら自主性を育てていくかが、小規模学校を抱える南会津域内の大きな共通の課題だと思っている。

2つ目の質問について、正規採用の教職員と臨時的任用の教職員の割合であるが、南会津域内は、正規採用の教職員が78%、臨時的任用の教職員が21%である。県全体から見ると、正規教職員数が10%ほど少なく、臨時的任用教職員数が10%ほど多い。

これについては、地元出身の教職員数が絶対的に少ないこともあるが、小規模学校が多いことから、例えばこのようなことがある。特別支援学級があり、そこに入級する子供が1人であったとき、最悪の場合、その子供が次の年にほかの学校に転出してしまうと次の年は教員を配置できない。そうなったときに、正規の教職員だと1年で異動する状況がどうしても出てしまう。それを避けるために、小規模学校の場合には、講師、いわゆる臨時的任用の教職員を配置せざるを得ない状況があり、南会津地域の場合には、若干県全体の割合よりも多く臨時的任用教職員が必要と考えている。

もう一点は、小規模学校であるため、特に中学校の教職員数が非常に少ない。ところが中学校は教科担任制であるため、それぞれ専門的な知識を持った教員が子供たちを指導していく。ただ、学校が小さいので、どうしても国語、数学、理科、英語といった主要教科の教員をまず確保した上で、時間数の少ない技能教科の教員を非常勤で充てざるを得ない状況があり、域内の中学校7校のうちほとんどがそのような状況であるため、学校数の割には非常勤の割合が非常に高く、教職員全体の割合からすると多い状況が生まれている。

最後に、PTAと地域とのかかわりにおいて、多忙化解消といった話もあり、ストレスを抱える教職員が今非常に多いとの指摘があった。実際に精神疾患により病休、休職をする教員が県全体では非常に多くいるが、南会津域内には精神疾患による病休、休職の教職員は1名もいない。これは私も南会津に来て大変驚いた。

一つの見方をすれば、南会津域内の小中学校とそのPTA、保護者が大変うまい関係性を持っており、学校行事には保護者、地域が率先して協力する。地域のさまざまな行事にも、教職員が、子供たちがその行事に出ているのであれば我々も参加すると参加している。このように非常に関係性がよいことにより、教職員がこちらに来て、保護者、PTA、地域

とのさまざまなやりとりの中でうまく勤めていけていると思っている。今、国でも社会に開かれた教育課程としてさまざまな取り組みを行い、学校から出て行って地域とともに子供を育てる流れになっているが、南会津はそれを先行し昔から行っている状況であると私は捉えている。

(10月31日(水) 南会津保健福祉事務所)

所長

当所の概況説明に先立ち、一点改めておわびする。

先月9月11日に記者会見を実施して公表、謝罪をした指定難病に係る特定医療療養費請求書等の未処理による支払い等遅延についてである。これは、当事務所において平成28～29年度の2カ年にわたり、南会津管内の難病患者から申請のあった指定難病に係る特定医療療養費請求書等について、当時当所に勤務していた職員が未処理のまま事務所に放置、または未処理のまま自宅に持ち帰り放置していたことにより、支払い等の遅延が生じたものであった。改めておわびする。

鳥居作弥委員

説明要旨の一番下の感染症予防について、いわき市でも非常に感染症がふえている。この前その検査をする方と会ったが、HIVや最近では梅毒が非常にふえているとのことである。管内の発生状況を聞く。

生活衛生部長

管内において感染症法に基づく発生届があったものは、昨年度は結核1件のみである。エイズや梅毒に関する発生届はない。

鳥居作弥委員

非常にデリケートな案件である。決算額が5万3,000円で高校生を対象に啓蒙活動をしているとのことであるが、一度感染すると抗体が一生体に残り広まってしまうため、ある程度予算をつけながら進めていくことが必要である。今後の対策としてどういったことを考えているか。

生活衛生部長

当所としては、世界エイズデーに合わせ、管内全ての県立高校に対し、エイズの普及啓発活動を実施している。その中では、エイズだけではなく性感染症である梅毒も含め45分程度の講習会を実施しており、昨年は、南会津高校の1年生55名、只見高校の全校生徒128名、田島高校の1年生全員に実施している。毎年出前講座の申し込みがあり、ことしも既に申し込みがあるため実施する。また、継続して行う予定としている。

高野光二委員

2点聞く。

生活保護受給者について、説明要旨にハローワークと連携して社会復帰を支援しているとあり、調査資料には生活保護者からの返還金としての戻り金がある。これはよく見れば、事業として生活保護受給者へ社会復帰や職場復帰を指導し、その成果が就職につながり、結果として返還金の実績になったと見られるが、そのようなつながりがあつての成果なのか。

また、特に南会津地域は、医師や介護、看護職員の不足が大変切実な問題とされており、我々もそのように理解している。そのために、医者や看護師の現場における体験研修を積極的に行っているとの説明であったが、件数はどのぐらいか。

健康福祉部長

生活保護関係で、まず就労支援による自立についてであるが、当管内は生活保護受給者のうち約60%の世帯が高齢者世帯であり、就労して自立に向かっていく世帯は少ない。そういった中で、昨年度3世帯に対し就労支援を主に取り組んだ。当地区には就労を専門に行う就労支援員がいないが、会津保健福祉事務所にいる就労支援員の支援を得て、3名に集中的に行った。その結果として1名が就労へ結びついたが、自立して保護を抜け出すところまではいかなかった。仕事をして収入を得られる状況にはなつたものの、自立して保護を廃止し返還が生じるところまでは至っていない。

返還金等については、生活保護関係で返還額が大きく出ているが、これは資力がありながら保護を受けた部分についての生活保護法第63条、第78条の返還金である。例えば保険金がいずれおりのが今はおらないと当所に報告があり、保護費を受け取って、保険金がおいたらその分を県に返すという第63条の返還に係るものが1件あった。また、第78条のいわゆる不正受給と言われるものであるが、働いて収入があったもののそれを県に報告しなかったために、第78条による返還で未納となっている方が5件で180万円ほどある。これについては毎月のケース訪問で返還するよう話しているが、生活保護受給者であり、生活が苦しいため一度に返すことができず、返還計画を立て分割納入してもらうことで取り組んでいる。

副所長兼総務企画部長

地域医療の担い手については、過疎地域における地域医療の実情を理解し関心を高めてもらうために、当所では医学生や看護学生を対象とした地域医療体験研修を開催している。具体的には、介護施設、診療所、病院等の視察や医療従事者との懇談を内容としている。医学生のための地域医療体験研修は平成17年度から会津保健福祉事務所と共同で実施しており、これまで222人、看護学生のための体験研修は26年度から開催しており、これまで46人の参加があった。

斎藤健治委員

所長が会津保健福祉事務所と兼務であるためわかるか心配であるが、説明資料35ページの前年度の意見2－(3)で、庁舎の改修を進めるべきと述べている。そして進めているとの答えであったが、今玄関を入ってきたら、一つはペンキが剥げそうになっていた。これは剥げ落ちたからといってけがはしないが、見ばえはよくない。問題なのは玄関の天井のほり、コンクリートが剥離している。あれは地震が来たらバタンと落ち、もし人がいたら必ずけがをする。剥がれているのでよく見てほしい。見ればわかる。そういったものを直すことが修繕である。また、この部屋の入り口のドアのガラスが割れている。部屋はきれいに改修されてよくなっているが、ガラスにひびが入っているのはいかがなものか。

所長

この庁舎については、豪雨の際に雨漏り、あるいは震災による壁の一部剥離等が既があり、それら緊急性の高いものから本庁等と相談し修繕を進めており、今後も進めていきたい。

安部泰男委員

所長説明で地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるとあったが、平成29年4月から運用を開始した調整ルール等も含め、目標に対してどの程度達成できたかを具体的に説明願う。

健康福祉部長

地域包括ケアシステムの構築及びその具体的な方策の一つとしての退院調整ルールの進捗状況についてである。

昨年4月から正式に運用開始した退院調整ルールは、退院後にどういったサービスを提供するかを入院中から考え、医療機関、福祉、ケアマネージャーで事前に調整し、患者が退院し在宅等に戻ったときすぐにホームヘルパーや訪問介護などの必要な医療、介護サービスをスムーズに受けられるようにするための情報伝達の方法、様式などを定めるルールである。平成28年に検討し、29年4月から正式に運用を開始している。

会津、南会津共通ルールとして全市町村、全医療機関の参加を得て行っており、評価も毎年行っているが、どうしても調整漏れが出てくる。しかし、29年度の南会津管内では、退院の連絡漏れの事例が約23%あったものの、ことしの調査では13%と漏れが随分減ってきており、各病院、ケアマネージャーの取り組みが浸透してきていると感じている。また、取り組んでいる専門職の評価としても、病院と介護でどういった方が担当しているか、顔が見える関係になったと大いに評価を得ているが、まだ細部でいろいろ問題はあため、そこは引き続き取り組んでいきたい。

地域包括ケアシステムについては、大きな話であるが、まず介護状態にならないための介護予防に力を入れて取り組んでいる。医療と介護の連携としては先ほどの退院調整ルールとなるが、例えば町内会などの行政区単位での居場所づくりや健康教室の実施など介護予防に結びつくよう、地域における取り組みを推進している。

また、歯科衛生士や栄養士、作業療法士などの専門職をアドバイザーとして招き、個別のケースの援助方針について、介護が重くならず、軽い状態で地域で暮らせるよう多職種の方が集まって個別にアドバイスを行う、自立に向けたケア会

議を各市町村で開く取り組みを支援している。昨年度は只見町でケア会議のモデルに取り組み、今年度は南会津町と下郷町でモデル的に取り組んでいる。県はこういったモデル的に取り組むための、先ほど述べた歯科衛生士や栄養士といった専門職を市町村に派遣する手伝いをしながら、保健師などの県職員も会議に出席し、専門的な助言などを行う取り組みを進めている。

安部泰男委員

介護人材や専門職の確保についてはどのように取り組んでいるか。

副所長兼総務企画部長

介護、看護人材確保について、当所では先ほど述べたように体験研修等を実施している。本庁の所管事業ではあるが、そのほかに介護施設体験やその見学の事業、また、新規に介護施設等へ就職した際の支援金交付制度があるため、そういった本庁の制度を各施設に知らせ、活用するよう周知している。

高野光二委員

冒頭所長から話があったことについて、事務処理上の問題で、自宅に書類を持ち帰っていたために事務処理がおくってしまったとの説明だったと私は理解したが、その辺の事実関係をまず確認したい。

所長

書類を所内で処理しないことも問題であるが、自宅に持ち帰っていたことに関してはあってはならないことである。そうしたことが当所にいた職員において起こっていた事案であり、それにより処理が遅延し、我々も状況を把握できなかった案件であった。

高野光二委員

職員の事務処理の問題や能力の適正化について、昨年度も監査委員の指摘があり、それに対する処理状況の明確な答弁がないところも部署によってはあった。今回のことについても、自宅に持ち帰り処理をすることがそもそも違反であることはわかるが、それ以前に職員の能力はどうだったのか、職場でできない雰囲気だったのかなど、そこにはさまざまな課題がある。言っては失礼であるが、本人の能力以上のものがあり、なかなか限られた時間で処理できなかったのかなどといったことも内在していると思っている。結果的にどのような部類のものなのか。わかる範囲で説明願う。

所長

処理し切れずに自宅へ持ち帰った状況ではないと受けとめている。所内での放置、自宅への持ち帰りといったあってはいけないこと、行ってはいけないことを行ってしまった職員がいたと受けとめている。またそれに関して、我々のチェック体制が甘かったことは深く反省している。

そうしたことが起こったことに関し、職場の雰囲気がどうだったかとの質問である。この案件を把握していく中で、私としては職場の雰囲気は非常によいと受けとめていたが、どこか問題があったのではないかと考えたこともあった。事案を確認していく中で、こうした処理が平成28年6月、当該職員がこちらに異動して2カ月ほどから起こっていたことを捉えると、当該職員がいないところで欠席裁判になってしまうところはあるが、職場の雰囲気は今回の事案の少なくとも大きな要因ではないと受けとめている。

(11月 1日(木) 会津地方振興局)

高野光二委員

昨日南会津で審査したが、会津全体を包括しているため関連する案件も含まれていると思う。概況説明のうち交流人口の拡大と定住・二地域居住の促進について、県内に移り住むケースは特に会津地域が比率的に高く、各市町村との連携の中で取り組んでいるとのことである。市町村や各団体とサポート事業も含めて連携をとっているとのことで、取り組みの効果を具体的にどのように評価し、来年度に活かしていくのか。

また、税の関係で未納の圧縮について裏面3段落目に記載があり、説明資料には個人税の未納額に係る取り組みが特記されていたようである。その徴収に当たっても特別なチームをつくり、自治体と連携して取り組んでいるとのことで、目標の数字に近い形でかなりよい結果を結んでおり、努力の成果だと評価してよいと思う。

実際に個人税の徴収は、それぞれ生活の状況があったり、預金があっても納税しない悪質な部分もあるが、現実的には払いたくても払えない実態もある。分納などさまざまな手だてを行っていると思うが、個人の滞納額が非常に多い中で一つの成果を評価しながら、個人税の滞納の実態についてどのように捉えているか。納税に対する働きかけの方法もさまざまな工夫をしたと推察し、今後の税の徴収で生かせる部分があれば参考にしたいので、効果が出た取り組みの内容について聞く。

企画商工部長

交流人口の拡大や定住・二地域居住については、各市町村でさまざまな取り組みがあり、民間団体でも交流人口拡大に向けた地域おこしの事業を行っているため、今後ともサポート事業などで引き続き支援していきたい。定住を促進するためには家や収入をどう確保するかが非常に重要になってくるため、市町村単独ではなく会津全体で受け入れられるように、市町村のネットワークづくりや商工会を含めて働く場所を紹介する体制など、連携を深めて受け入れ態勢を強化していきたい。

県税部長

まず、高額滞納について述べる。高額滞納は、私が昨年4月に県税部長に就任した時点で8件あり、年度途中で4件発生して合計12件あった。職員が財産調査を徹底して行い処分を進めた結果、平成30年度に繰り越したものが2件で、一部分納をしているものがあるが残りほとんど完納した。繰り越したうちの1件は、東京電力の賠償金の詐欺事件に絡み、実態のない法人に課税されたものである。法人の実態がない上に財産等もなく、経営者も病床にあるため、処分停止を予定している。もう一件は、22年度に課税、差し押さえをしているものである。ことし8月末に差し押さえ不動産の公売を実施し、本税、延滞金、滞納処分費を含めた全額を徴収し、公売代金の残額を喜多方市に配当した。

また、個人県民税は現年分が99%の徴収率である。会津地域だけがこのような率であり、他の振興局よりも高い。これは、職員が頑張っただけではなく、財産調査で、通常の債券と言われる銀行預金、生命保険のほか、給与、稲作等の前払い金、電信柱の敷地料、自動販売機の収入等を全部探して、国税より先に完納するように取り組んでいる。

そういった実績を管内市町村にもあまねく広め、管内の徴収率を上げるよう努力している。会津地域地方税滞納整理機構でも、会議の名目ではあるが毎回研修を実施し、徴税の実績を上げるよう指導、助言を行っている。小さい市町村の場合、正担当の職員が1、2人ということがあり、税務について全然わからない職員が担当している。当振興局の県税部でも徴収に対して支援を続けている。

高野光二委員

前段については、会津の特徴的な部分である観光も含めて移り住むことをPRする課題があり、そういった方法を探る意味では一定程度結果に結びついているため、それは評価する。今後もその時代に上がるニーズによりバージョンアップしながら呼びかけに努力することを希望する。

税の徴収についても、よい結果を出すために大変努力していることが数字にも明らかであり、各自治体と連携して処理している点を評価したい。来年度に向けてさらなる努力を期待するが、先ほども聞いた点で、滞納には個々の事情があるため、全ての情報を得て納税を依頼する。事業者で収入があったり隠し貯金がある方は調べて納税を依頼することが可能だが、本当に困っている状況の方については非常に取り組みが難しい。そのような実態を踏まえた取り組みをしていれば聞く。

県税部長

滞納の原因はいろいろあるが、一つは国税の更正である。国税更生は数年分さかのぼって一遍に課税されるた

め大きな金額になってしまい、国税で1,000万円、県で200万円弱、市町村で約600万円という個人事業主もいる。県では国税、本人の実情も含めて、納税者とどのぐらいの返済ができるかよく相談を行っている。月々の返済は県税だけというわけにはいかないため、国税、市町村税、県税、生活費をそれぞれ幾らとするか、それで成り立つかを含めて納税計画をつくっていく。その計画をつくった上でこれを履行するよう依頼する。

いつも月末に納めている方が納めていなければ催告し、納税に対して誠意がない場合は期限を切って守るよう依頼し、それが破られた場合には滞納処分に入る。財産調査は預金、売掛金等も含めて最初に課税になる時点で行っているため、本人の生活状況を確認した上で滞納処分を行っている。

齋藤健治委員

局長説明要旨2ページに猪苗代湖の水環境を復活させたいと記載されている。何年か前は全国一きれいな湖だと言われたものが、悔しいことに、きょうの新聞で去年よりも何倍も悪くなった、大腸菌がかなりふえているとある。では何をやっているのかとなる。

そもそも硫黄鉱山から酸性の水が入っていたからよかったが、そこをならしてゴルフ場に芝を張ってしまったため水が来なくなってしまった。また、これが一番悪いと私は思っているが、白鳥浜あたりの人は30年ほど前まで冬になるとヨシを刈って日よけのすだれ編みをしており、それをなりわいとしていた。しかしどういったわけか環境省が禁止し、今は人に金を払って刈ってもらわなければならない。そういったことで水環境をどんどん悪くしている。県の金を使ったりボランティアを使ってよくしているはずなのに悪くなっている。

資料53ページにも事業の説明があるが、ふたをあけてみると毎年どんどん悪くなっている。事業は何を行っているのか。猪苗代湖の上流の水質汚濁が進んで、田の汚れた水などが直接入ってくる。何もしないならわかるが、浄化槽をつくるなどいろいろ行ってきて結果として悪くなった。どのように思うか。局長は猪苗代湖の良好な水環境を復活させると述べているが、していない。去年より悪くなったと言われている。検査するたびに悪くなっているのはどういったことか。

局長

猪苗代湖の水質悪化については、けさの朝刊に載ったとおり、大腸菌群数が過去最多、前年度の5倍になったことが最たる原因である。なぜ大腸菌群数が過去最多になったかについては、猪苗代湖のpHの上昇が大きな要因で、いわゆる中性化によって、動植物の生息しやすい状態になってしまった。指標としての大腸菌群数については、もともと大腸菌とは異なるものであり、土壌や汚水に由来するバクテリアがほとんどである。それは人や動物の糞便に由来する大腸菌とはまた別ものだが、このバクテリアが中性化によってふえたことが大きな要因である。

我々としては祖先から受け継いだすばらしい猪苗代湖の水質を未来の世代、子供たちに引き継いでいくことが責務だと思っており、pHが上昇し中性化している実態を踏まえ、今後、生活排水対策や水質改善に向けた取り組みを持続的に進める中で、もとのすばらしい環境を取り戻していくよう取り組んでいきたいと思っているが、なかなかその成果が目に見える形で出ていないことは課題である。

齋藤健治委員

白鳥浜あたりに知人がいるため、ときどき行って話を聞くが、白鳥が1,000羽も2,000羽も来るようになり、餌をあげて水を汚している、白鳥の糞がどのぐらい汚れるかわかるかと言っていた。湖水浴が大丈夫なのかとも言っていた。新聞には湖水浴は大丈夫だと書いてあったが、何倍も悪くなったとのことでそういった不安もある。大腸菌群数をふやさないようにするためには汚濁した水が入らなければよい。そうしない限りは悪くなる。

私は須賀川のほうから流れてくる川で釣りをするが、水が酸性でなくなってきたから魚が多くなった。釣り師からすると非常によいことだが、水が汚いと言われると難しい。余り汚くはない。

構わずに触らないでもらったほうがよい。猪苗代湖を日本一の水にしているから難しい。これはどうしようもない。だったら上には人は住むな、田をつくるなど言っているのと同じである。あれだけホテルやペンションがある裏磐梯からの水が流れている。汚くなるのは当たり前であるが、昔よりは浄化槽をつくってきれいにしているはずである。その浄

化槽のありようである。合併浄化槽はきれいかという点意外ときれいではない。合併処理浄化槽で浄化した水を人間が飲めるかという点飲めない。それだけ汚れている。

浄化方法を抜本的に直さないと局長が言うようにはならない。ただ、書かなければ質問しない。取り組んでいると言うから聞かなければならない。

西丸武進委員

資料52ページ、不法投棄の監視をしっかり強化しているとのことであるが、不法投棄の実態を聞く。

また、53ページ、アスベスト関係で検査を行っている。これは前に大きく騒がれて社会問題になっているが、この検査の結果について費用対効果の観点から聞く。

さらに54ページ、有害鳥獣関係で、特に会津は熊の出没等被害が出ているが、こういった形で捕獲しているのか。

県民環境部長

まず、不法投棄について、平成29年度に環境省に報告している10 t以上の新たな不法投棄は0件である。また小規模な産業廃棄物の不法投棄については、29年度の発見件数が16件で、そのうち6件は対策済みである。引き続き不法投棄の根絶を目指して、さまざまな取り組みを実施していきたい。

アスベスト対策について、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業の届け出に合わせて立入検査を実施し、作業の遵守状況を確認して必要な指導を行っている。29年度は届け出件数が11件あり、立ち入りは12件行った。周辺の環境調査を5回、9地点で行った。アスベストの基準超過は0件であった。

また、野生鳥獣の熊捕獲の実績について、まず熊の目撃情報から述べると、29年度の管内の目撃情報は159件であった。30年度については10月末現在で286件であり、昨年よりもふえている。熊の有害捕獲許可の状況と委託の実績について、29年度の有害鳥獣捕獲許可件数は50件、そのうち熊の捕獲が39頭、うち県許可は11頭となっている。ちなみに30年度の有害鳥獣捕獲許可については、10月31日現在で31件、ツキノワグマの捕獲が17頭である。

佐藤雅裕委員

まず、サポート事業について聞く。さまざまな事業を展開し、民間等の団体と連携して地域活性化に結びつけていくことは非常に大切だと思う。これだけ展開している中で、職員が全ての現場に行くのは無理だと思うが、実際にどの程度職員が行って確認しているのか。また、サポート事業は単発で終わらずに、なるべくその効果を最大限にしながらかく続けてもらうことが理想的な姿だと思う。年度ごとに確認して金を出しているが、そのときにそういった現場で確認したことを踏まえながら、対象の団体に対してこうした次年度もっとよくなると伝える取り組みをしているか。

2点目は商工会に対する補助についてである。商工会については、事業者数がどんどん減っている中で苦勞している団体もあると聞いている。たしか補助額が事業者数によりある程度変わってくるものがあると思うが、事業者が大きく減ることにより減額されていく一方、商工会の立場からすれば何とか頑張りたいと逆にニーズが上がってくることもあるのではないかと。補助のほかには商工会のニーズに対して県として支援をしていけば聞く。

企画商工部長

サポート事業について、基本的になるべく途中で一度訪問するようにしている。また、成果報告には実際に上がった効果と取り組んだ上での課題、今後の展開についても記載することになっているため、それらを踏まえてどのように進めていけばよいかについてアドバイスし、事業がうまくいくように、さらにサポート事業が終わった後も継続して事業ができるよう取り組んでいる。

商工会について、金銭面で述べると、補助以外に別の支援はない。我々は2年に一度監査に行き、会計がメインになるが、どのように業務が行われているかといった実態を聞いているため、その辺を踏まえながら、必要な事業があればアドバイスなどを行ってきたい。

局長

サポート事業関係で1点補足する。委員指摘のとおり、サポート事業は一過性のものではなく継続的、発展的なもので

あるべきと考えており、事業期間終了後3年間追跡調査を行って、8割程度継続していることを確認している。会津を代表する事業としてサポート事業を契機に定着したものを述べると、会津若松市の絵ろうそくまつりは12年から続いている。会津美里町の向羽黒山城跡ふれあい茶会は17年から続いている。喜多方市のレトロ横町も17年からスタートしたもので、そういった地元を代表する事業が多々ある。

県民環境部長

先ほどの数字について訂正する。

熊の有害捕獲について、先ほど県許可のみを述べたが、県許可と市町村許可を合わせて熊の捕獲許可と捕獲実績数を述べると、29年度は許可件数241件に対し、捕獲頭数は86頭、30年度は10月末現在で許可件数248件に対し、捕獲頭数は89頭となっている。

西丸武進委員

資料22ページ、緊急雇用対策費として県事業で4件、9人の雇用を確保したとのことだが、その業務内容を聞く。また、対象者の9人はどのような人たちか。

企画商工部長

緊急雇用の県事業4件についてだが、県から会津若松市にある観光案内所、「いらんしょ。」の運営を委託しており、ここで5名雇用している。基本的に1年以上職についていない方について雇用の場をつくるものであり、ある程度そういったスキルを持った方を雇用して事業を運営してもらっている。そのほか、磐梯山ジオパークを活用した風評払拭事業でのジオパーク普及啓発業務、会津線ふるさと復興促進事業での会津線PR業務等で雇用している。

被災した失業者や求職者に雇用の場を提供するものであるため、対象者としては震災関係で職についていない方になる。

西丸武進委員

失業者の関係で、一方では生活保護受給者の雇用促進を働きかける面もある。そういった人たちを緊急的ではあるが雇用対策の中で労働に参画させ、きちんと給料を支払って生活保護をカットしていく循環的な方法で、働く人たちの意欲をそがないようこれから進めていくことが大事だと思う。そのような観点で聞いた。

(11月 1日(木) 会津若松建設事務所)

高野光二委員

土木部ならではの概況説明資料であり事業内容も具体的に示されて非常にわかりやすかった。その中で、最近集中豪雨による土砂災害が非常に問題になりつつある。特に会津地方については、山が深く大きな川を抱えているため心配されている。ここに砂防ダムの箇所がプロットされ、そこにかかわる事業計画と危険地区が記載されているが、集落の安全について、地域住民が含まれているところ、早急に対策をとらなければならない箇所はこの計画に全て含まれていると解釈してよいか。

特にこういった災害はいつ起こるかわからないため、なるべく早く対応すべきだと思う。議会としては予算の確保に努力するが、現場の状況をすべからず捉えているのは現場であるため、そういった意味で集約された内容になっているか確認したい。

また、調査資料1ページで職員が86名中病気休暇が1名で、休職との項目もあり、この休職の内容について聞く。全体的には職員数からすれば大変少ないと理解しているが、目についたため説明願う。

所長

砂防ダム工事については、会津地方でまだ対応しなければならない箇所がたくさんある。その中で優先的に対応が必要なところは要配慮者利用施設や学校であり計画的に進めているが、全て網羅しているわけではない。そのため、先ほど説明したが、土砂災害の危険箇所について調査し、ハード整備が進むまではソフト対策として避難してもらうこともあわせ

て地元の方々に周知している。

また、職員に関する調の休職については、心の病で入院している者が3名いる。

高野光二委員

砂防ダムの状況は、全て急ぎ対策をとらなければならないのは当然である。可能性のある箇所についても随時計画的に対応しなければならない。概況説明要旨17ページには砂防ダムの記載があるが、加えて、砂防ダムは土砂や流木等を一時的に流れないように押さえておく機能がある。長年使っている砂防ダムの中には、土砂や流木等が詰まっているものもあるはずで、もう一度機能を強化する意味ではその取り除きも大切である。資料に載っていなかったが、現在そういった計画や配慮はしているか、あるいは今後しようとしているか。

2つ目の心の病について、人数的には多くない。午前中の会津地方振興局では休んでいる職員について聞かなかったが、資料を見た限りでは非常に少なかった。これは、会津地域の職場環境がよいのか自然環境がよいのかだが、両面あるだろう。我々も指摘している人材育成と適切な事務処理の意味で、働く環境は非常に大切である。人数が少ないということは努力している一つのあらわれだと思うが、なるべくこういったものはゼロに近いことが望ましい。

後段はよいので、前段について説明願う。

河川砂防課長

砂防施設の点検、維持管理については、長寿命計画に基づき行っており、必要に応じて、堆砂除却さらには流木対策等を今年度も計画的に行っていききたい。

高野光二委員

実際に行っているとのことだが、説明資料にはどのように記載されているか。

所長

今回、砂防ダムの数字については記載がない。今計画しているものとあわせて通常の維持管理の中でも、ダムに木がたまっている箇所などはパトロールしながら定期的に対応していきたい。また、今後その計画についても表示できるように整理していきたい。

高野光二委員

県の所有する施設に係る長寿命化対策は固定資産の建物だけではなくいろいろ出てくる。なるべくそういったものも報告できる形で示し、事業を行ってれば記載したほうがよいと思う。

安部泰男委員

概況説明要旨19ページ、県営住宅の改善工事について、青木団地、対馬館団地はどちらも高層だと思うが、全室入居しているか。

行政課長

平成30年6月末現在の青木団地、対馬館団地の入居状況を述べる。まず青木団地は管理戸数が198戸、空き戸数が16戸、空き家率8.1%となっている。対馬館団地は管理戸数が208戸、空き戸数が9戸、空き家率4.3%となっている。なお、空き戸数は住民の出入りがあるため、一つの部屋が長年あいている状況ではない。

安部泰男委員

昔の県営住宅はエレベーターがついていない。結局高層になると、どこでも高齢化が進んで年寄り階段を上れないため、どちらかというと1、2階の需要が多いはずである。会津でも多分そうだと思う。そういった住民からの要望についてはどのように対応しているか。

行政課長

会津の県営住宅に関しては、管理事務所として会津若松市の浅沼産業（株）に管理業務を委託しており、住民の要望は全てそちらで受けている。委員指摘のような意見もあり、希望する1、2階の部屋があいければ部屋がえもあるが、あきなければほかの県営住宅も提案している。最終的には入居者の考えを優先して対応している。

安部泰男委員

年度を通して見れば全室それなりに入居できている状況だと思う。ただ、高齢化に対応しているかについてはまだ不透明な部分がある。市営住宅、町営住宅もあるが、会津若松市でも高齢化が進んでいるため、低所得の高齢者に対応できる住宅は今後必要になってくると思う。エレベーターを設置すると、もっと高齢化にしっかりと対応できると思うが、今後そういった考えはあるか。

主幹兼建築住宅部長

概況説明要旨19ページで説明したのは、あくまでも住戸内で高齢者等が使いやすいようにバリアフリー化することと、あわせて給湯設備も三点給湯になっていないためその改善をするものである。4階建てでエレベーターの設置となるとかなり大がかりになることと、相当費用がかかることから、今のところ計画としては持っていない。

安部泰男委員

確かにコストはかかると思うが、実際青木団地、対馬館団地に住んでいる今の住民の年齢構成を見ると、どうなのか疑問に思う。高齢者でもきちんと住める住宅となるとエレベーターの設置が必要であり、県民の期待に応えられていない部分があるのではないか。実際これらの団地について入居者の年齢構成は若い方が多いのか年寄りが多いのか。

行政課長

年齢構成について具体的な資料を持ち合わせていないが、県営住宅は入居する方のほとんどが低所得者の傾向にあるため、高齢者の入居割合は非常に高い。

安部泰男委員

本庁でもそういった予定はないと思うが、県民の期待に応えるためにはバリアフリー化、高齢化にしっかりと対応するよう、ぜひ会津若松建設事務所としてエレベーターの設置に取り組んでほしい。意見として述べる。

西丸武進委員

県営住宅関係で何点か聞く。先ほどの答弁で管理事務所が所管しているとのことだったが、管理事務所とは指定管理者制度で行っているのか。どのような委託なのか。

主幹兼総務部長兼総務課長

委員指摘のとおり指定管理者制度で委託している。

西丸武進委員

委託している業務内容はどこまでが管理事務所の所管か。

行政課長

入居者の募集から始まって、入居者の決定、退去の手續と基本的に入居者と直接対応する部分に関して指定管理者制度により委託している。家賃の徴収、調定関係は一旦管理事務所で作成し、その内容を県でチェックして納入通知書を発行するなど、金に係る部分には若干県もかかわってくるが、入居者の募集に関しては基本的に管理事務所が行う。なお、退去した場合の部屋の修繕に関しても、管理事務所で行っている。

西丸武進委員

そうすると、県の直接的なかわりよりも委託している管理事務所が県民との接点となり、県では間接的にならざるを得ない。管理事務所と県との連携は通常どのようにしているか。

行政課長

管理事務所とは日々連携をとっているが、定期的に月1回県営住宅の家賃収入、滞納者関係の問題点について互いに情報提供している。また、日々何かあれば管理事務所から県に連絡が来る形で、常に同じ情報を持つように進めている。

西丸武進委員

概況説明要旨25ページで、会津若松市の復興公営住宅整備は平成28年度で全て完了とのことだが、全体戸数、入居状況、空き家率を聞く。

所長

全体で134戸整備し、10月1日現在で入居が126戸、未入居が8戸、入居率が94%となっている。

西丸武進委員

入居率は94%であり、残りがあがる。復興公営住宅であるため入居者は限定されており、枠の拡大はしていないと思う。

県全体の流れからして、枠を解除しない限りあくまでも入居者は双葉郡に限定しているのか。

所長

委員指摘のとおり対象者は限定されている。残り8戸であるが、まだ会津若松市内の仮設住宅に住んでいる方もいるため、その方々に入ってもらようよう引き続き要請している。

西丸武進委員

それでは、入居の見通しはあって、積極的に入居が進めば不足するかもしれない状況か。

所長

そのとおりである。

鳥居作弥委員

調査資料32ページ、福島県空き家・ふるさと復興支援事業で6件に補助しているが、改修後はどのように使われているか。

主幹兼建築住宅部長

福島県空き家・ふるさと復興支援事業は被災者や県外の方が行う空き家改修に対して補助を行うものであり、改修後、最低1年はそこに住むこととなっている。

鳥居作弥委員

空き家が目立ってきていると思うが、今後のニーズについてはどういった傾向か。

主幹兼建築住宅部長

この事業は平成26年度に創設しているが、29年度までに全部で23件あった。26年度が1件、27年度が9件、28年度が7件、29年度が6件であり、30年度も今のところ4件、さらに相談が2件来ているため、おおよそこの程度の件数は毎年あると考えている。

鳥居作弥委員

1年以上の定住が原則とのことだが、実際長いスパンで定住しているか。

主幹兼建築住宅部長

毎年郵便で状況を確認しているが、大体の方は長年住んでいる。以前会津に住んでいた方などが利用しているため長く住む傾向にある。

高野光二委員

一般会計の収入で収入未済額や不納欠損が出てくるが、県営住宅の収入状況について聞く。調査資料36ページにもあり、先ほど質問もあったが、指定管理者が徴収等にかかわっているか明確にわからないものの、県営住宅使用料について法的な督促、最終的には不納欠損処理をせざるを得ない状況に至る場合がある。今回の収入未済額と不納欠損額は県営住宅使用料の金額だと思うが、その実態について詳しく聞く。

主幹兼総務部長兼総務課長

まず、調査資料3ページ、不能欠損額34万8,200円は、既に退去した方の過去の家賃収入について時効成立となり不納欠損としたものである。次に4ページ、雑入の162万9,109円も県営住宅使用料関係であり、民事調停、明け渡しという法的な措置の中で、居座ってしまった方に損害賠償を請求していたが、その分がなかなか入ってこなかったため、これに対して不納欠損としたものである。ちなみにこれは3名分である。

また、家賃収入の収入未済であるが、調査資料16ページに県営住宅使用料824件についての収入未済額が記載されてい

る。

高野光二委員

不納欠損にはさまざまな状況があるが、今の話だと裁判をして実際にまだ入っていない中での不納欠損とのことである。裁判を継続中の場合に不納欠損としてよいのか疑問である。明らかに入る見込みがない、相手もどこにいるかわからないものについては不納欠損で理解するが、裁判で入る見込みがあるものを不納欠損という処理の仕方でのよいのか。

主幹兼総務部長兼総務課長

民事調停を行って相手方が受け入れずに明け渡しをしない場合は強制退去の措置をとる。この強制退去に至った後、居続けた場合に損害賠償として近傍同種の家賃の2倍の金額を取ると定めている。その損害賠償分がなかなか徴収できず、時効が成立して不納欠損になった。裁判が継続しているものについて不納欠損処理をしたということではない。

(11月 1日 (木) 会津学鳳高等学校)

高野光二委員

県として中高一貫教育という新しい試みの中でようやく一つの成果が出てきたと思う。その中で、概況説明1ページに市町村立学校より週当たり3時間多く授業時間を設定しているとある。通常はある程度決まった時間で授業を行うと思う。それを3時間余計に行うことは通常許される範囲なのか。学校経営の中では学力向上のために授業時間をどのようにでも組みかえられるのか。最終的には目標とする大学や専門学校への進学や就職のために生徒の能力を到達させる意味で有効な手段だと思うが、その辺はどのように理解しているか。

校長

授業時数は学校の裁量で計画できると考えている。ちなみに高校は毎日7校時まで行っており、他校に比べて大分多い。それに従って県立中学校として授業時数を3時間ふやしたことにより、英語と数学については発展的な内容ができる先取り学習を実施している。つまり、中学校に入学して今の時点でもう1年生の教科書は終了して2年生の授業を行っており、2年生になると途中から3年生の授業が始まり、3年生になると途中から高校の授業を実施している。中学校3年生を高校ゼロ年生と位置づけ、それによって普通の高校であれば3年間で学習するところを4年間かけて学習することによって実力を向上させ、進学実績が上がっていると考えている。

高野光二委員

授業を受ける子供たちにとってはうれしい話なのか、つらい話なのかだが、最終的な目標を達成できるとすればよい取り組みである。この中高一貫教育は、県として将来こうあるべきという、一つの先進的な例だと解釈する。震災特有の事情もあるがふたば未来学園が発展的に設置され、このような事例が県内の少子化の中で学力向上も含めて到達目標により近づくためのよい例だと思う。今年度の進学もよい実績を出しているため、校長からは話しにくい部分があると思うが、こういった成果を県内にきちんと生かしていくべきであり、その辺の考えがあれば聞く。

校長

当校の設立について詳しく知っているわけではないが、進学実績について地域、県民からの期待が大きいと聞いており、私としてもそのつもりで学校を運営していきたい。教員については、先ほど述べたように授業時数がふえており、きめ細かい指導もしているため非常に負担が多いが、その分生徒が実績を伸ばしており励みになっている。当校は特殊かもしれないが、進学実績を伸ばしながら生徒一人一人の個性を伸ばしていく方向でこれからも進めていきたい。

佐藤雅裕委員

1点目にスーパーサイエンスハイスクール(SSH)について、国から補助金が来ると思うが、決算の中身を見ると台湾研修と事務支援員しか見えてこない。あとは具体的にどのような活動で金を使っているか。

2点目に概況説明で質の高い授業を実践するとのことだが、そのために教員のさまざまな研修の活用が大切である。県

教育委員会で実施しているものと外部で実施しているものがあると思うが、平成29年度は教員がどの程度そういった研修に参加しているか。

3点目に調査資料9ページ、医療費の135万円について、本県は18歳まで医療費が無料となっており県でさまざまな措置をしていると思うが、(独)日本スポーツ振興センター災害共済給付金で医療費の40%を出すとはどういった仕組みになっているのか。

校長

まず、SSHについて事務員を1名雇っている。また、生徒たちのために普通の学校ではなかなか買えない実験器具、高額な薬品や機器を購入している。また、大学での研修をしたり、大学教授等を招聘して講義を聞かせている。さらに、研究発表のために生徒を連れて全国に出かけるなど、適切に執行している。

続いて、教員の研修については、教育センターの研修があつて積極的に参加している者もいるが、研修率が高いかというところではない。当校では中学校と高校があるため、高校の教員が中学校でも授業を行って中学生を指導し、それを生かしながら高校でも授業を行うという校内での研修ができる。中学校の教員も高校の授業を見ることができるため、外部に出かけるよりは校内でいろいろな取り組みができ、ここはメリットだと考えている。

あわせて、生徒については、中学生が高校生の様子を見ることは非常に成長につながっているため、中高連携がうまくいっていると考えている。

事務長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく医療費の一部や見舞金の支給だが、保険の一種であり、掛金を本庁に払って該当する場合に支払われる。

佐藤雅裕委員

SSHは本当にさまざまな事業を展開していると思うし、平成32年までであるため、しっかり子供たちのために使ってほしい。研修について、確かにそういった中高一貫のメリットもあると思った。決算のためここまでで結構である。

135万円については保険とのことで、けがした生徒にはその分戻ってくる。医療費無償化とはまた別なのか。

校長

医療費は無償化となっているため、実質的にはかかっていないが、医者で出す点数に従って学校を通じて還元されるものであり、その分である。

斎藤健治委員

概況説明要旨2ページに、県内一円から入学してくる生徒がおり、中学生4名、高校生14名は止宿生活を送っているところがある。

この学校を初めてつくるときに、宿泊施設もつくるべきとの意見がありかなり論議になった。鏡石町には岩瀬農業高校がある。岩瀬農業高校は以前、1年生は全寮制で、須賀川市の生徒も鏡石町の生徒も全員寮に入っていた。17、18歳の若い男女が同じところにいるため寮は非常に評判が悪く、途中から全寮制ではなくなった。ここは下宿であり、下宿は里親的存在になる。ことし、小高産業技術高校に宿泊施設をつくってほしいとの陳情が来たが、私は、会津学鳳高校は宿泊施設をつくらずに民間に委託しており、そのほうが里親的に面倒を見るため、わざわざ県立の宿泊施設をつくらなくてもよいと言った。

ここの中高生が宿泊しているのは、親が契約しているのかもしれないが、どういった制度で下宿屋に頼んでいるのか。その環境を教えてもらおうと、また陳情が来たときにそのほうがよいと言える。民間に頼むと民間のためにもなり、生徒のためにも親がわりになるが、どうか。

校長

下宿は近くにあるが、限られたところでそれほど件数はない。ただ、丁寧に対応してくれるため、多くの生徒が下宿しており、職員も下宿先訪問を行って面倒を見ている。今のところ生徒たちは特に問題なく過ごしている。

斎藤健治委員

県立の寄宿舎をつくるよりも民間に頼んで面倒を見てもらうと、民間のためにも地域の発展にもなる。県立の寄宿舎をつくと閉じられた環境の中で住民との接触が余りなくなってしまう。今浜通りでも同じような学校が始まって中高一貫にしようとしているが、中には寄宿舎をつくってほしいとの意見が必ず出る。そういった意見が出て、当校のように最初からつくりなで民間に委託にしたほうがよい。下宿屋でなく普通の住宅でも空き室があつて面倒を見られれば頼める。そういった考えや、このようにしていることをPRしたほうがよい。

私立では石川町にある学法石川高校も中高一貫の形をとっている。授業内容も同様に中学3年生になると高校1年生の授業が始まって、高校3年生には高校の授業をほとんど終えて進学のための特別な勉強もできるもといった、生徒が有利な環境で取り組めるとの説明を受けた。これからは統廃合が起きて学校数が減り、独特な環境にしないと生徒が集まらなくなるため、県立もかなりふえると思う。今80校ほど県立高校があるが、将来県立高校が半数になると言われている。そういった場合は当校のような学校があちこちにできて皆そこに集まらざるを得ない。

それで寄宿舎問題について聞いたが、ぜひどんどん説明してほしい。

校長

先ほどの説明に追加するが、非常に丁寧な下宿であり弁当もつくってくれる。実は昼ごろになると届けてもらうところまで対応してくれているため、生徒たちは快適に過ごしている。

西丸武進委員

調査資料4ページ、教育総務費の委託料、5ページ、高等学校管理費の委託料、6ページ、施設等整備費の委託料について、内容とどういった形で契約しているかを聞く。

事務長

委託料は全部で17件ある。

まず、教育総務費の委託料25万2,720円は除雪の委託であり、随意契約で実施している。

次の高等学校管理費の委託料546万5,000円は全部で14件あり、自家用電気工作物、ごみ処理、消防用設備、校舎の環境衛生管理業務委託と中央監視装置の委託、機械警備委託、施設管理補助の委託、昇降機保守業務委託、自動ドア保守業務委託、プールろ過機械保守業務委託、害虫防除業務委託、産業廃棄物処分委託となっている。機械警備委託は5年間で336万9,000円となり、一般競争入札で契約し、ほかは随意契約である。

最後に施設整備費の委託料12万8,736円は校内LANの保守管理業務委託であり、随意契約で実施している。

(11月 1日(木) 宮下病院)

高野光二委員

調査資料14ページ、過年度医業未収金徴収状況に欠損処分額がある。未納金は患者が生活困窮者で納入に時間がかかったとの説明だったが、欠損処分額の内容を聞く。

事務長

この2,650円については、当院で処置後にほかの病院に転院した救急患者がいた。その患者は、もっとほかの処置ができたのではないかと等当院に対する不満があり、督促が難しい状況が続いていたため、昨年度欠損処分をした。

高野光二委員

夜間診療もそうだが、地元の市立病院などの場合は、通常救急であっても保険証を持っているかにかかわらず、ある程度の金を前もって納めなくてはならず、その部分は後で保険証を持っていくと戻る。この場合はそういった対応をとっておらず、診療についてある意味患者と病院が和解し、病院が納得して欠損処分したとの理解でよいか。

どのような状況で運ばれたかわからないが、この病院でできるスキームは大体決まっている。2次医療でも、当院で提

供する医療は大きな病院とは違って限界があり、納得がいかない。差し支えなければその辺を説明願う。

事務長

当院の入院患者について最初に金はもらっていない。未収金の状況が多いか少ないかはわからないが、30万円強でずっと推移しており、ほとんどの患者がしっかり支払っている。また、夜間は事務員がいないため、後から請求することになる。

この件に関しては、当時の経緯もあるが、3年たっており、納入依頼が難しいため、欠損処理をした。

高野光二委員

3年経過して徴収不能と判断したとのことである。3年も置かず早く処理することが会計処理の原則であり、今後は注意して進めるべきと思う。

(11月 2日(金) テクノアカデミー会津)

安部泰男委員

概況説明要旨2ページ目の障がい者委託訓練事業について聞く。

最近障がい者の就職について、民間もそうであるが、特に公共機関の部分が問題になっている。障がい者の委託訓練事業を行っているとのことであるが、10コースで14名の受講があったことについて、この14名の障がい者は全て就職しているとの理解でよいか。

校長

障がい者委託訓練の受講者については、14名中9名が就職に至っている。就職率は64.3%である。

安部泰男委員

平成28年度及び27年度の推移はどうか。やはり同じぐらいの受講者があって、その就職率は上昇傾向にあるのか、それとも同じような状況か。

校長

平成28年度の就職率は62.5%であった。人数については例年より多くないが、大体同じぐらいである。

斎藤健治委員

調査資料6、7ページの事業実績調について、能開校普通課程訓練費で修了者が26名、入学者が39名とある。修了者は2年間とすれば前年度分であるが、何人が入って何人が修了したのか。

また、短大校専門課程訓練費で入学者が20名、修了者が9名とあるが、何人が入って何人が修了したのか。修了者がたった9人であるが、途中で随分やめているのか、それとも入学時から少ないのか。

校長

能開校の修了者については、30名が入学しているが、1年次に4名が退学し、結果的に26名の修了となっている。

短大校の観光プロデュース学科については、16名が入学しているが、1年次に7名が退学し、結果的に9名の修了となっている。

斎藤健治委員

短大校は7名が退学したとのことだが、何か悪いことをしたなど退学させられる状況があってやめたのか。それとも、何でもないと学校に来るのが嫌になってやめたのか。普通の高校などではこのようにひどくない。これは極端である。

予算上から述べると、20名の枠をとって16名しか入らなかったことは仕方がない。しかし卒業まで2年間なのに1年で7人もやめることは、学校が悪いのか生徒が悪いのかわからないが、いかがなものか。中身を説明願う。

校長

観光プロデュース学科の7名についてはさまざまな理由があるが、女子学生で妊娠し体調不良でやめた者、あとは自分

が考えていた観光関係の科ではなく、進路を変更したいとやめた者がほとんどである。何か悪いことをして退学となったのではなく、自分が考えていた方向と違ったので行きたい方向に進むために退学している。

鳥居作弥委員

今の質問に関連して、観光プロデュース学科は定員20名、あとは30名と20名の定員とのことであるが、受験者数は何人か。

校長

応募者数について、平成28年度入学者は、観光プロデュース学科20名、電気配管設備科13名、自動車整備科36名の合計69名である。29年度入学者は、観光プロデュース学科21名、電気配管設備科25名、自動車整備科32名の合計78名である。30年度入学者は、観光プロデュース学科15名、電気配管設備科14名、自動車整備科26名の合計55名となっている。

鳥居作弥委員

合格者の中で学費減免措置対象者は何名いるか。

校長

平成29年度の状況であるが、帰還困難区域に居住していたことによる減免が能開校で1名1年分、非課税世帯であることによる減免が能開校で1名半期分、短大校で2名半期分となっている。

鳥居作弥委員

減免の対策を打ってもなかなか応募者が集まらない状況はここに限ったことではないと思うが、そういった中で、先ほどの説明において「産業界のニーズに対応した職業訓練を実施」とあった。今の産業界のニーズの中で、例えば、AIやIoTなどのもう少し先に進んだ技術への今後の対応は何か考えているか。概況説明要旨の次ページにある積極的な情報提供などによるPR活動にも、今後そういったことをうたっていく予定はあるか。

校長

最新の技術等については、主に電気配管設備科であるが、先ほど説明した成長産業等人材育成事業において、太陽光発電や小水力発電などを勉強に取り入れている。

AIやIoTについては、特に強く教科として取り入れてはいないが、パソコン等の基本的なスキルは修得させるよう全科にわたってカリキュラムに取り入れている。

鳥居作弥委員

会津大学ではこういった先端技術などもよくやっている。説明要旨に大学や産業界から外部講師を招聘とあるが、会津大学との連携は何かあるか。

校長

今のところ会津大学と特に強く連携していることはないが、福島大学へは成長産業分野の講師派遣依頼等を行っている。

鳥居作弥委員

若い世代からすると、会津大学は先端技術であるAIやIoTなどいろいろ気になる場所であるため、今後、世の中や産業界のニーズに対応するのであれば、その辺にもアンテナを張りながら進めてほしい。

高野光二委員

安部委員の質問に関連し、概況説明要旨2ページの障がい者の関係について、先ほど説明があった部分で私が感じているところを実績等も踏まえて聞く。

障がい者は、精神的障がいや身体的障がいなど個人の障がいの程度によってさまざまである。そのような障がい者の雇用は法的に義務化されており、会社も適切に雇用しないとペナルティーがあるため、これは会社も積極的に取り組んでいる事業であると思っている。

概況説明資料によると、会社の仕事の内容や障がいの程度によるマッチングを図りながら、さまざまな程度の障がいを持つ人材をその会社で訓練するとのことである。障がい者が職種や能力に応じてある一定のレベルにまで達するには非常

に時間がかかり、根気強さも必要で、ここにはそのような意味での難しさが内在していると思う。結果的には残念ながら就職率が64%と余りよくない。うまくその職種に合う人はよいが、合わずに就職に至らなかった障がい者については、指導や今後のフォローをどのようにしているのか。

あわせて、会社への委託に当たり学校はその会社での指導を随時チェックしていると思うが、その状況等も含めて説明願う。

校長

障がい者の雇用について、本校では一般就労を目指している障がい者の就労支援をしている。受け入れ企業側の理解、経営者だけではなくほかの一般の従業員の理解も必要となるため、そのマッチングが非常に難しいと感じている。

障がい者が企業の求めるレベルになっていないため就業に至らないこともあるので、それではどういったことであればその障がい者が就労に結びつくのかを委託訓練を通して見きわめ、だめな場合はまた別な方向といった形でフォローしている。

人によってさまざまであるが、民間の企業等に1～3カ月の訓練を委託しており、その間、障がい者職業訓練コーチである嘱託員が、逐次障がい者や委託先企業の担当者、経営者と面談し、訓練状況、到達度等を確認している。一般の離職者等再就職訓練事業の委託訓練よりもさらに委託先、受講者との連絡を密にし訓練を実施している。

高野光二委員

会社を訪問しながら担当者や経営者と直接面談しているとのことであるが、障がい者雇用は経営者の考え方で大きく変わる。経営者の考え方をどのように変えるか、障がい者に対し優しいとは言わないが、自立できる、あるいはその能力を引き出す意味で非常に地道な活動でもあり、これは障がい者が一人の人間として社会的に自立していく意味では大変重要な部門であるため、この64%をできるだけ100%に近づける努力をぜひ願う。

(11月 2日 (金) 喜多方警察署)

安部泰男委員

職員に関する調で、前年度と比べ4名減となっている理由を具体的に説明願う。

署長

ことしの植樹祭の関係で県警内において全体の組織改編があり、植樹祭関係を厚くしたためである。

安部泰男委員

職員4名の減員により署員の負担がふえたのではないかとと思うが、その辺はどうか。

署長

確かに一時期減っているが、そこは署員が勤務の平準化等を行い乗り切り、また、10月に新人が配置された。

安部泰男委員

署長説明で、配偶者暴力等への対応の話があった。DV、特に児童虐待は最近毎年件数がふえている。この前も、児童相談所間の連携がうまくとれず残念な事件が起こったが、そういった面で喜多方警察署においては、特に児童虐待への対応について、児童相談所との連携をどのように捉えているか。その辺を具体的に説明願う。

署長

児童虐待への対応は、児童虐待の早期発見と児童の安全確保を最優先とした対応となっている。児童虐待の疑いがある事案については、必ず児童の安全を警察職員が一つ一つ確認する。さらには過去に児童虐待の取り扱いがあったかを事前に調査し、児童相談所への確認と通告により、連携強化に努めている。

安部泰男委員

特に児童虐待で、どうしても虐待に遭っている子供と面会ができないと時々児童相談所の方から聞くが、そのときは警

察と連携しながら、虐待を受けているであろう子供としっかり対面して確認する積極的な対応をしている署もあると聞いている。喜多方署の場合はそのような具体的な対応はどのようにしているか。

署長

喜多方署においては、面会できなかつたり、直接確認できなかった事案はなかった。

高野光二委員

何点か聞く。この資料では詳細を知ることにはできないが、報告のとおり、数字上、事務的にも適正に処理されていると理解する。

全体的な地域住民の安全・安心の中で、特に最近、認知症を含めた高齢者の運転ミス、高速道路における逆走等により大変悲惨な事故が起こる例がある。それについては、どのような形であっても、ある程度の年齢になれば免許を返してもらうよう指導することが適切だと思う。

この地域は田舎をたくさん抱え、高齢化も進んでいるため、足の確保の意味で高齢者の運転免許は生活に絶対必要なものである。そのような意味で高齢者の運転講習が非常に重要になってくる。それにより1つでも安全を認識してもらい、認知症の高齢者には自分が認知症である自覚を持ってもらい、自主的な返納を促すことが大変重要であると思う。この資料を見る限り、高齢者に対する初心者講習などの特別な講習は全体的な研修に含まれていると理解するが、特にそのようなことをきちんと行っていけば教えてほしい。

また、調査資料4ページで、一般警察活動費の役務費の不用額が目立って多い。前段の説明で外に出ての活動が大変多いとあったため、それほど大きな事件がなかったということであればよいが、その辺の要因を説明願う。

さらに、安部委員の質問の人員的な部分に関連して聞く。きょうも女性の警察署員が2人出席しているが、県としても女性警察官をふやしていく取り組みを行っている。職員に関する調で、産休をとっている方もいるが、やはりこのようなものを保障し適切に休みをとらせることが、女性の働く場の確保の意味では最も重要になる。そのような意味での署としての取り組みと考え方を署長に聞く。

署長

高齢者に対する事故防止対策については、平成29年度は自動車学校等での自動ブレーキ車体験などにより広報、啓発に努めてきた。また、30年度は免許の自主返納の周知徹底を図り、先月14日には西会津町奥川において、電動車椅子を使う方が結構いるため、高齢歩行者の事故防止対策として、そういった方に対する参加型の交通教室を実施している。

次に、一般警察活動費の役務費の不用額については、電話使用料の残と聞いている。

女性職員については、現在6名が勤務している。うち1名は出産後、育児休業に入り、ほかの2名はことしの6月と10月にそれぞれ職場復帰を果たした。こちらについては、まだ子供が小さいため、16時までの勤務制限をかけ、早目に帰り育児をしてもらっている。なお、最初はフルタイムに戻る話もあったが、私や女性である地域課長が大丈夫かとよく確認をした結果、勤務制限をかけることとなり、育児に専念できる状況をつくっている。

高野光二委員

高齢者講習をそれぞれの状況の中で行っていると認識しているが、任意であるものの、ほとんどの方が免許更新時に交通安全協会に加入している。県警察の立場からすると、講習でなかなかできない部分を交通安全協会に補完してもらえないのではないかと。例えば、高齢者は免許センターなどに行かないと、自分の認知症も含めた運転適性の判断を実際にはなかなかできない。そういったことも含め、署で例えば簡易な調査や運転適性の指導などができればよいと思う。ある程度の年齢に達すると非常に運転の反応が悪くなるため、ぜひともそのような形を事業のスキームに組んでほしい。

ここにはなかったため、交通安全協会と警察の立場が全く別であればよいが、関係団体と協力し、自治体や自動車教習所、いわゆる自動車学校と連携することで、より高齢者に対する指導が深まると思う。平成29年度にそのような取り組みを行ったか。

交通課長

認知症高齢者、認知症の疑いがある高齢者がふえているのが実際のところである。委員指摘のとおり自分で認知症とわかる人はそうおらず、誰が気づくかといえば家族や近隣住民である。警察官が行っている高齢者講習における自主返納に関する広報、その他事業所等の講話などで認知症の疑いがある方の自主返納について伝え、まちとして見てもらう雰囲気づくりを心がけて周知徹底を図っている。

認知症の簡易試験はまだ制度として行っていないが、更新に来た方で認知症が心配な人に関しては、交通安全協会から警察に、あの人は少し心配だと耳打ちしてもらい、警察で直接話を聞いて、状況によっては家族に連絡するなどの対応をしている。

高野光二委員

受講件数がふえている詳しい背景はわからないが、高齢者の事故が非常に多くなっている状況で、その取り組みは大切だと思っている。私も知人に免許を返したらと言ったら非常に叱られたが、家族がきちんと伝えることはなかなか難しく、自分はそろそろ免許を返さないと周囲に迷惑をかけるとの意識を本人にどう持たせるかが非常に大切である。高齢者の安全運転講習のたびに、当時免許を取得した状況と最近の状況の変化をきちんと指導はしていると思うが、どうしても免許が必要であれば、実際に車を運転させるといったことも大切だと思うので、なお一層の啓発活動を含めた指導をよろしく願う。

安部泰男委員

調査資料6ページの運転免許手数料にある高齢運転者講習の認知検査者について、前年度の1,130件から平成29年度は240件に激減しているが、原因を聞く。

交通課長

3月12日の道路交通法の改正により高齢者講習制度が変わり、費用も変わったためこの差が発生している。金の面での切りかえは5月であるが、そのために激減している。

安部泰男委員

運転者講習は署内で行っているのか。それとも別の会場を借りて行うのか。

交通課長

高齢者講習は、本来県の公安委員会が行うが、その委託を受けた本部長が教習所と契約して教習所で実施している。警察署では臨時認知症検査等は実施しているものの、認知機能検査を初め高齢者講習まで教習所で行っているのが現状である。

安部泰男委員

更新時講習について確認の意味で聞く。まず警察署から、何月何日までに手続をするよう記載したはがきを該当者へ出し、その免許所有者が署に来て更新手続をする。そして、講習を受ける日を伝えられ、また別な日に教習所へ行って講習を受け、その教習所で免許をもらうのか。

交通課長

一般の方の更新時講習は交通安全協会に委託しており、交通安全協会が警察署ではない場所で講習会を実施している。一旦受け付けをした後、指定日に、当署管内であれば喜多方市の押切川公園体育館に行ってもらい、そちらで免許を交付する。受け付けは交通安全協会が行い、免許の交付は警察職員がそちらの場所に行き行って交付している。

安部泰男委員

一度申請に行って、また別の日に講習を受け免許をもらうことについて、管内の住民から、手間がかかって仕方がない、面倒などといった意見はないか。

交通課長

そういった意見の方もいるが、そこはお願いして理解を得ており、どうしてもその日1回で終わりたい方には、免許センターへ行ってもらうようにしている。

(11月 2日 (金) 喜多方建設事務所)

鳥居作弥委員

平成29年度の一般会計歳出決算額調の翌年度繰越額の中で、国の補正と地元との調整不足との説明があったが、地元との調整について具体的に聞く。

所長

昨年度末に国の経済対策に基づく補正があり、当事務所も約14億円を受けた。これについては今年度執行するべく業務を行っている。

地元との調整は、例えば田付川で橋の架けかえを行っており、前後にある商店街の駐車場に入れなくなるといった調整がある。具体的には郵便局の駐車場に入るために工事をいつからいつまでしなければいけないとか、電柱移転、水道管の移設等に係る関係機関との調整である。地元及び関係機関との調整が多種多様にあり、繰り越しになってしまったことが主たる理由である。

高野光二委員

大変管内が広範囲であるため、さまざまな災害の中で大きな川や湖も幅広く管轄し、多岐にわたる対応が望まれる地域であり、大変な状況だと思う。いろいろな災害の中で、概況説明要旨にも豪雨災害による危険箇所がプロットされている。事前に危険箇所を調査しているため、いかに計画的に迅速に対応するかである。

繰越額が大きい部分の説明で、雪が多く除雪ができなくて繰り越しになったとのことだったが、これは理解できる。そうすると、計画して箇所づけて予算をとり迅速に執行する場合には、特に雪の多い地域であることを想定し、この地域特有の予算の組み方と発注の仕方として、もう少し前倒しの発注が必要になるのではないかと正直感じた。その辺の配慮、仕事の出し方はどうだったか。例年の量ならばできたとの判断かもしれないが、今後もこの地域は雪が多いことを想定すれば、もう少し早いうちに仕事を進める工程を組むべきではないか。

所長

当事務所特有で、裏磐梯や飯豊連峰の麓は雪が多く、山岳地帯に冬期通行どめのところもある。過去5年、12月の中ごろから雪が降っているが、去年は11月の中ごろから降り出して困った。当事務所としても、委員指摘のとおり、例えば裏磐梯など山岳地帯を優先して発注し終わらせる姿勢で臨んでいたが、例年になく早く雪が降り繰越額がふえてしまったことを反省している。

今年度も早く降りそうなのでもう発注しており、まず安全第一で現場の安全を確保した上で進行管理をしっかり行って、繰り越しの縮減に努めていきたい。

高野光二委員

配慮しているとのことで、今後ともそのような形でぜひ進めてほしい。

あえて述べるが、3月に当初予算が議会で可決され予算執行となる。どちらかというと、県では具体的に仕事として発注するのが夏以降になるのが一般的である。この事務所だけでは解決できない問題かもしれないが、例年そういったことが想定されるとすれば、事業が決まってそれについて予算をとるため、予算が決定すればすぐできるようどこかで工夫して先取りするといったことを検討したほうがよいのではないか。

所長

当事務所は雪が多い地域であるため、事業の平準化をいろいろ考えており、ゼロ債務を本庁に提案している。それによって事業の平準化を目指して、ほかの事務所の倍以上の金額で大きい事業を要望している。今後も繰り越すことがないように、引き続きゼロ債務の活用などで頑張っていきたい。

安部泰男委員

今、人口が減少しており、特に会津地方はかなり減少が進んでいるため、県の施策として定住・二地域居住を促進している。調査資料26ページ、平成29年度負担金、補助及び交付金調で4件の空き家・ふるさと復興支援事業補助金の申請があつて交付しているが、4名の出身地はどこか。

所長

詳細について手持ちがなく県名はわからないが、4件のうち3名が県外、関東圏から来ている。あと1名は大熊町の避難者であり、合計4名が、現在空き家対策の補助金を得てそこに住んでいる。

安部泰男委員

平成28年度比で補助金の申請件数の伸びはどうか。

所長

平成26年度から行っており、26～29年度で11件あつた。28年度は4件であり、大体このくらいで推移している。

鳥居作弥委員

この事業は平成26年度から行っているとのことだが、実際また空き家に戻ってしまったケースはあるか。

所長

当事務所ではない。